

貸切バスの運賃・料金制度

令和7年9月26日 運賃の見直しが行われました

貸切バスの料金は国土交通省により定められた「貸切バス運賃・料金制度」に基づいた計算方法で算出します。

貸切バス事業の経営には人件費、燃料費、車両点検修繕費、保険料等の経費がかかります。

「貸切バス運賃・料金制度」は、貸切バス事業者がこれらの安全に関わるコストを適切に反映した運賃・料金を収受することにより安全・安心な貸切バスによる運送サービスの提供を確保することを目的としています。

各バス会社が届出している運賃には、下限額が設定されています。その下限額以上で運賃を決定しなければなりません。

貸切バスの運賃・料金 = ①運賃 + ②料金 + ③実費

①運賃（時間制運賃＋キロ制運賃）

時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

時間制運賃

出庫から帰庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じる（最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします）。

時間制運賃＝（走行時間＋2時間）×時間単価

※走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ。

キロ制運賃

出庫から帰庫までの距離にキロ制運賃を乗じる。

キロ制運賃＝走行キロ×キロ単価

※走行キロは、10km未満は10kmに切り上げ。

「貸切バスの運賃・料金制度」における時間制運賃とキロ制運賃

運賃 車種 下限額

キロ制運賃

（1キロ当たり） 大型車 150円

中型車 130円

小型車 110円

時間制運賃

（1時間当たり） 大型車 6,080円

中型車 5,130円

小型車 4,500円

令和7年9月26日 国土交通省 北海道運輸局 公示

②料金（交替運転者配置料金＋深夜早朝運行料金）

料金は、「交替運転者配置料金」「深夜早朝運行料金」の2つです。

交替運転者配置料金

実車距離が昼間500km夜間400kmを超える場合には交替運転者配置料金が加算されます。

深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼・点検時間、走行時間が含まれた場合、適用されます。

料金 下限額

交替運転者配置料金 キロ制料金

（1km当たり） 10円

時間制料金

（1時間当たり） 2,410円

深夜早朝運行料金 時間制運賃及び

交替運転者配置料金

（時間制料金）の2割

令和7年9月26日 国土交通省 北海道運輸局 公示